

## 特定住宅建設瑕疵担保責任関係の事務処理

・受注者が住宅建設瑕疵担保責任保険への加入を選択した場合の例

作業時期	予算担当課又は工事担当課	契約課	指名業者又は受注者	保険会社	説明
契約締結時					<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、加入する保険について記載した特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約（以下「特約」という。）を2部作成し、監督員に提出する。</li> <li>・監督員は、特約の内容確認後承認印を押印し、受注者に返却する。</li> <li>・監督員は、特約の写しを保管する。</li> <li>・受注者は、特約を工事請負契約書の最後に綴り、契約を締結する。</li> </ul>
保険契約申込後					<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、保険契約申込を行った後、監督員に保険申込受理証の写しを提出する。</li> <li>・監督員は、特約の写しと保険申込受理証の写しを照合する。</li> </ul>
工事完了前					<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、契約内容確認シートにより、監督員に保険契約内容について説明する。</li> <li>・監督員は、内容確認後、契約内容確認シートに記名押印し、受注者に返却する。</li> <li>・受注者は、保険会社に契約内容確認シートを提出する。</li> </ul>
引渡し時					<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、保険会社に対し保険証券発行申請を行う。</li> <li>・受注者は、保険会社より保険証券と同時に発行された保険契約付保証明書を監督員に提出する。</li> </ul>

資力確保措置として保証金の供託を選択する場合は、事前に契約課に連絡してください。